



# 知って得する！

# 労働審判の制度と実務

「労働審判」といきなり言われてもイメージがわかない！という人も多いと思います。当事者になるか事務所で取り扱わなければなかなか触れる機会がないのではないでしょか？

そんな労働審判について、今回は労働事件のスペシャリストである弁護士の先生から、分かりやすく説明して頂きます。申立書・書証の提出部数、訴額の算定方法、予納郵券など、申立の際の注意点について、事務員の解説もあります。

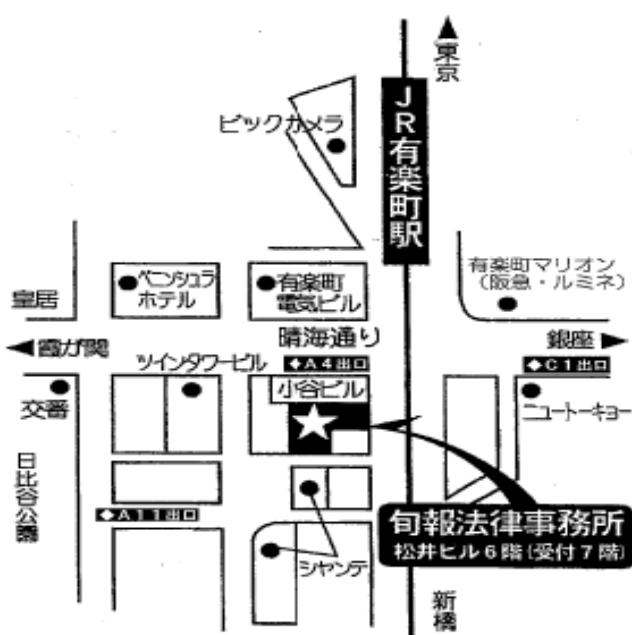
みなさまのご参加をお待ちしています！！

日 時 平成28年12月14日（水）18：30～

場 所 旬報法律事務所 9階会議室（直接9階へお越しください）

講 師 弁護士 並木 陽介 先生（旬報法律事務所）

## 【会場案内図】



参加費（資料代） 無料  
法会労組合員 500円  
その他の方

主催：法律会計特許一般労働組合  
中部ブロック・旬報分会・京橋  
すきや分会

## 【お問い合わせ先】

日比谷シティ法律事務所

事務局 根本 (TEL: 03-3580-5460)

メール : [jimukyoku@hibiya-law.jp](mailto:jimukyoku@hibiya-law.jp)

旬報法律事務所

事務局 三浦 (TEL: 03-3580-5311)

参加申込書  
(FAX : 03-3580-5465・メール : [jimukyoku@hibiya-law.jp](mailto:jimukyoku@hibiya-law.jp))

『12月14日労働審判研修会に参加します。』

講座の後の懇親会に 参加： 都合が合えば参加 不参加（いずれかに〇をお願いします）

お名前 ( ) 法律事務所)

(連絡先:TEL・メールなど) TB

